

佐賀県告示第 141 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和 7 年 7 月 13 日に失効する。

令和 7 年 7 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 1－（ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール－5－イル）－2－（シクロヘキシルアミノ）プロパン－1－オン（通称名：Cyputylone、N-Cyclohexylmethylone）及びその塩類
- (2) 化学名 2－{2－[（4－エトキシフェニル）メチル]－5－ニトロ－1H－ベンゾ [d] イミダゾール－1－イル}－N－エチルエタン－1－アミン（通称名：N-Desethyl etonitazene）及びその塩類
- (3) 化学名 （8R）－6－アリル－N，N－ジエチル－1－（チオフェン－2－カルボニル）－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド（通称名：1T-AL-LAD）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 5 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。